

中和幹線沿道の
屋外広告景観向上に関する
協定書

平成 29 年 5 月 15 日

中和幹線沿道の屋外広告景観向上に関する協定書

奈良県（以下「県」という。）及び大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市及び広陵町（以下「関係市町」という。）は、中和幹線沿道の屋外広告景観向上に係る取組に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中和幹線屋外広告物ガイドラインの策定を踏まえ、中和幹線沿道における良好な屋外広告景観の形成に県及び関係市町が連携・協力して取組むことで、中和幹線沿道の統一感のある美しい景観の形成及びそれによる魅力向上を図ることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定の対象とする区域は、中和幹線（桜井市内 市道黒崎地内7号線との交点から、香芝市内 一般国道165号との交点まで）の沿道とする。

（取組項目と役割分担）

第3条 第1条に掲げる目的を実現するための県の役割分担は以下の各号のとおりとする。

- （1） 中和幹線屋外広告物ガイドラインを踏まえた、屋外広告物の許可基準について定める市町の規則（以下「規則」という。）の改正に係る関係市町の取組への技術的支援
- （2） 違反屋外広告物に対する是正指導の強化に係る関係市町の取組への協力
- （3） 関係市町による規則の改正後に生じる既存不適格屋外広告物の撤去・改修に対する取組への協力

2 第1条に掲げる目的を実現するための関係市町の役割分担は以下の各号のとおりとする。

- （1） 中和幹線屋外広告物ガイドラインを踏まえた、規則の改正
- （2） 違反屋外広告物に対する是正指導の強化
- （3） 関係市町による規則の改正後に生じる既存不適格屋外広告物の撤去・改修に対する取組

（協定の変更）

第4条 県及び関係市町は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

（その他）

第5条 県及び関係市町は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書6通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月15日

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井 正吾

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市長 吉田 誠克

奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市長 森下 豊

奈良県桜井市大字栗殿432番地1

桜井市長 松井 正剛

奈良県香芝市本町1397番地

香芝市長 吉田 弘明

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町長 山村 吉由